

指定管理者の候補者選定における基本方針

令和2年9月

1 趣旨

指定管理者の候補者を選定する場合において、その方法と適正化を図るため、基本的な事項を定めることとする。

2 審査及び選定方法

指定管理者の候補者の選定にあたっては、選定委員会において、その審査、審議を行い選定するものとする。なお、選定における基準は、選定委員会において作成する『指定管理者選定委員会採点表（以下「採点表」という。）』により審査を行う。

なお、審査は次の手順で行う。

（1）応募資格

募集要項の欠格事項に一つでも該当しないことと、選定委員会委員に個別に接触した場合、提出書類に虚偽又は不正があった場合、その他不正な行為があった場合を除き、選定委員会による選定審査の対象となる。

（2）指定管理者の候補者選定

選定委員会は、提出された申請書類と応募者によるプレゼンテーション（ヒアリング）の内容を総合的に審査し、採点表による採点で審査基準項目ごとに合算した得点が最も高い者を指定管理者の候補者として選定する。また、2番目に得点の高い者を次点者として選定する。

（3）応募者が1団体の場合

公募の結果、応募者が1団体のみであった場合は、提出された申請書類と応募者によるプレゼンテーション（ヒアリング）の内容を総合的に審査し、採点表を用いて採点し候補者の選定を行う。なお、選定においては、「*基準点」を満たすこととする。

*基準点

基準点は、採点表による採点において「配点合計が半数以上であること」とする。

3 選定結果の通知及び公表

候補者の選定結果については、選定後、応募者全員に通知する。また、採点結果等の公表は指定管理者の候補者が町議会での議決を経た後に、町のホームページで行う。但し、指定管理者以外の応募者を特定しない形式により表記するものとする。

4 選定委員会会議録の作成及び公表

選定委員会の会議は非公開とするが、指定管理者の最終決定後においては選定委員会での審議・審査過程の透明性を確保するために、会議の要旨をまとめた会議録を作成し、町ホームページで公表するものとする。なお、委員の発言は個人を特定しない形式により表記するものとする。